

失業時点で65歳未満の人で

解雇などで離職した場合、国民健康保険料の軽減が
受けられる場合があります

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）で、雇用保険受給資格者証を所持されている場合、下記に該当される方の国民健康保険料が軽減される場合があります。『雇用保険受給資格者証』と認印をお持ちの上、保険資格課にお届けください。

軽減の対象期間は離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）			雇用保険受給資格者証（参照）			（第1面）		
1. 支給番号		2. 氏名						
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号				
8. 住所又は居所								
9. 支払方法（金融機関コード・記号（口座番号））								
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由				
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額					
15. 求職申込年月日		16. 認定日		17. 受給期間満了年月日				
18. 基本手当日額			19. 所定給付日数					
20. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）								
安定所連絡メッセージ1								
安定所連絡メッセージ2								
管轄公共職業安定所所在地 又は管轄地方運輸局								
電話番号		交付年月日						

ここです

☆ 上記雇用保険受給資格者証の12離職理由の欄が、

特定受給資格者 11・12・21・22・31・32

特定理由離職者 23・33・34 の方のみです。

（裏面をご参照ください）

（お問合せ先）豊中市 健康医療部 保険資格課

06 (6858) 2301

(参 照)

特定受給資格者及び特定理由離職者の
雇用保険受給資格者証の離職理由コード

【特定受給資格者】

離職理由 コード	離 職 理 由
1 1	解雇
1 2	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2 1	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
2 2	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
3 1	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 2	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者】

離職理由 コード	離 職 理 由
2 3	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
3 3	正当な理由のある自己都合退職
3 4	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）